一般社団法人 神奈川県作業療法士会

ロゴマーク使用に関するガイドライン

令和４年７月 13 日制定

(目的)

第1条　一般社団法人 神奈川県作業療法士会(以下、当会とする)が４０周年記念事業で作成したロゴマーク(以下、本ロゴマークとする)の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(権利帰属)

第２条　本ロゴマークに関する一切の権利（著作権、商標権等含みます）は、すべて当会に帰属する。

(本ロゴマークの種類)

第３条　ロゴの種類は下記の４種類とする。

40 周年記念バージョン(カラー)

40 周年記念バージョン(モノクロ)

通常バージョン(カラー)

通常バージョン(モノクロ)

(使用者)

第４条　本ロゴマークを使用することができるものは原則として当会の会員及び賛助会員であるものとする。ただし、一般社団法人 日本作業療法士協会の会員が当会の４０周年および今後の発展に寄与する目的で使用する場合、その他当会が認めた者も使用できるものとする。

(使用目的)

第５条　使用者は以下の場合に限り、当会ロゴを使用することができる。

1. 本ロゴマークを当会並びにその活動及び当会に所属する作業療法士の活動や広報に用いる場合。
2. 賛助会員が当会の活動を支援していることを広報する場合。

※使用例は下記のもの等が想定される

・名刺、封筒、電子メールの署名
・リーフレット・パンフレット、ポスター
・ホームページ、ウェブページ、SNS
・各種メディア（広報誌、新聞、テレビ等）
・リハビリ室や作業療法室等の看板、壁

(不正使用･禁止行為)

第６条　使用者は本ロゴマークの使用にあたり、以下の行為を禁止する。

1.別途当会の許諾を得ることなく、前条に定める使用目的以外に本ロゴマークを使用すること。
2.本ロゴマークの変形、加工、改変。
3.本ロゴマークを商品名、サービス名、商標、ロゴ、企業名、団体名等の一部として使用すること。

4.別途当会の許諾を得ることなく、当会と何らかの雇用関係、提携関係、パートナーシップ関係等があること、又は当会による承認・後援・推奨等を示唆するような方法で本ロゴマークを使用すること。
5.当会の誹謗中傷又はその評判を貶めるような方法で本ロゴマークを使用すること。
6.違法、反社会的勢力に関連する内容、公序良俗に反する内容の媒体等で本ロゴマークを使用すること。
7.その他、当会が当会裁量において不適切と判断する方法で本ロゴマークを使用すること。

(使用者の責任)
第７条　当会は使用者が本ガイドラインに違反して本ロゴマークを使用していると認めた場合、又は当会裁量で必要と判断した場合、使用者に対して、本ロゴマークの使用停止、その他、当会が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとする。
2　使用者は、本ロゴマークを使用したことに起因して（当会がかかる使用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含む)、当会が直接的又は間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます）を被った場合、当会の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければならない。

(免責)
第８条　当会は、本ロゴマークに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます）がないことを明示的にも黙示的にも保証しない。当会は、かかる瑕疵を除去して本ロゴマークを提供する義務を負わないものとする。
2 当会は、本ロゴマークに起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わないものとする。

(本ガイドラインの変更)
第９条　当会は、当会が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、本ガイドラインを変更することができる。変更後の本ガイドラインは、当会ウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、使用者は変更後も本ロゴマークを使用し続けることにより、変更後のガイドラインに同意をしたものとみなす。

(その他)
第 10 条 このガイドラインに定めるもののほか、本ロゴマークの使用に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

一般社団法人　神奈川県作業療法士会　４０周年記念事業プロジェクトチーム